

大東市監告示第3号

定期監査等結果に対する措置の状況について

平成26年度第1回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成26年10月20日

大東市監査委員 乗 本 良 一

大東市監査委員 岩 渕 弘

【担当 監査委員事務局】

平成26年度第1回 定期監査等の結果に対する措置の状況

◆市民生活部（自治推進室、生活安全課、産業労働課、環境課、人権課）

【自治推進室】

監査委員 指摘事項

① アドプト制度について

市は平成19年度から、市民にとって身近な道路や公園、水路等の公共空間について、里親として清掃や植栽等の公益的活動を担って頂く大東市版アドプト制度を実施している。現在では、10の団体が17の公共空間でアドプト活動に従事されているところである。

しかしながら市のホームページを確認したところ、制度についての説明は行われているものの、実際に従事されている団体や企業等の名称、また具体的な公益的活動の状況の紹介は全く行われていなかった。

本制度は市民協働の重要な施策であると考えられるので、アドプト団体やその活動を褒め称え、広く市民に紹介されたい。

自治推進室 措置状況

実際に従事されている団体や企業等の名称の一覧表は、平成26年7月7日に掲載し、具体的な公益的活動の状況については、平成26年7月18日に活動状況等の照会文書（送付団体11団体）を送付し、これまでに掲載希望の回答のあった5団体を掲載しております。未回答の団体については、回答があり次第順次掲載してまいります。なお、掲載文には活動団体に対し、敬意と感謝の意を表しております。

【生活安全課】

監査委員 指摘事項

② LED防犯灯設置補助金について

市は自治会等に対し、大東市LED防犯灯設置補助金交付要綱に基づき補助金を支出している。

要綱第5条では、「LED防犯灯1灯当たりの補助金の額は、補助対象経費の額（別表左欄に掲げる設置形態の区分に応じ、同表右欄に定める限度額を超える場合は、当該限度額）とする。」と規定され、防犯灯の設置形態ごとに決められている限度額と実際に要した補助対象経費とを比較して、1灯ごとに小さい方の額を補助額とするものと定められているが、平成25年度に交付された補助金の一部に、上記と異なる方法で算定されたものがあった。

補助金交付要綱は市が自ら策定したものであり遵守する必要がある。要綱による取扱いが実態に合わなくなっているなら、要綱自体の改正を先行して行われたい。

生活安全課 措置状況

ご指摘につきましては、当課が要綱を都合の良い間違った解釈を行ったためであり、今後は現要綱を正確に運用するよう努めることで、要綱の改正は必要ないと考えております。

今後は、当課職員に対し要綱の正確な理解と運用の徹底を図り、また、各自治会からの事前相談や申請時において十分な説明を行うことにより、今回のようなことは起こらないと考えております。

【生活安全課】・【産業労働課】

監査委員 指摘事項

③ 行政財産目的外使用料の請求事務について

市民会館のレストラン使用ならびに野崎まいり公園への飲料水の自動販売機の設置については、市は関係事業者に対して行政財産の目的外使用許可を行っているところである。

各使用料の納期限を確認したところ、市民会館のレストランでは毎月末、また野崎まいり公園の自動販売機にあつては年度末を納期限として請求が行われていた。

行政財産使用料条例では、特別な理由がある場合を除き毎月前納が原則とされており、条例を遵守した請求事務とされたい。

生活安全課 措置状況

市民会館レストランの行政財産の目的外使用許可に係る使用料の請求についてのご指摘については、当該使用料に係る当月の請求は、前月初めに請求を行い、納期限を前月末日とすることで市民会館レストランの使用者との間で調整を行っております。

なお、4月分については、行政財産の目的外使用許可が4月1日付となることから、4月末日を納入期限とする請求といたします。

産業労働課 措置状況

今年度分の野崎まいり公園の自動販売機の設置に係る行政財産目的外使用料は請求の上、収納しております。次年度以降、行政財産使用料条例を遵守した請求事務をいたします。

【生活安全課】・【環境課】

監査委員 指摘事項

④ 現金出納簿について

交通災害共済事業や塵芥処理業務にあつては、会費や手数料等の直接領収があり、会計規則第19条の規定により収納経過を記録する現金出納簿を備えているところである。

交通災害共済事業では、会計管理者が平成25年10月21日の検査において、収納日と払込日が異なる場合の改行記帳を指導されていたが、その後もほとんど是正が行われないうまま記帳されていた。

また塵芥処理手数料の現金出納簿にあつては、平成26年1月分、2月分、3月分の記録が鉛筆書きで行われており、現金出納簿のもつ記録機能を没却しかねない取り扱いとなっていた。

会計規則の各規定の趣旨を再度確認し、現金出納簿の記帳方法を改められたい。

生活安全課 措置状況

交通災害共済事業の会費に係る現金出納簿の記帳については、ご指摘のとおり収納日と払込日が異なる場合、改行記帳を行うことに改めております。

環境課 措置状況

ご指摘をいただいた鉛筆書きの記録については、直ちに訂正をしたところです。なお、現金出納簿記録の方法については、新たな手法で間違いがないようなものに改めてまいります。

【産業労働課】

監査委員 指摘事項

⑤ 収納現金の取扱いについて

野崎まいり公園について、市は施設の管理を地元の商業団体(以下「受託団体」という。)に委託するとともに、利用者の利便性と効率的な事務を確保するため、使用料収納についても併せて委託を行っているところである。

市が受託団体と締結している収納事務委託契約書を確認したところ、第2条第2項で「受注者は、収納した現金について、(略)即日または翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。」と定められ、収納した現金を滞留させることなく、速やかに市の収入とすることが求められている。

しかしながら野崎まいり公園の使用料については、受託団体の収納日から市に払い込まれるまで約1週間程度を要している。

受託団体と契約条項について再度確認を行い、取扱現金について即日または翌日までに市に払い込みを行うよう協議されたい。

産業労働課 措置状況

契約条項に基づき、取扱現金について即日または翌日までに市に払い込みを行う措置をいたしました。

【環境課】

監査委員 指摘事項

⑥ 塵芥処理手数料、し尿処理手数料の二重納付について

塵芥処理手数料、し尿処理手数料について、市民から二重に納付された事例が多数みられた。

重複の内容は、全期分と各期分を併せて納付したもの、また当初分と督促分を併せて納付したものが主たる内容であった。

それぞれの納付書を確認したところ、同一様式の帳票が用いられていることや、各期や督促の印字が黒1色印字であることなど、一見しただけでは区別が難しい納付書となっていた。

市民にとって識別容易な納付書への改善や注意書の同封など、二重納付を防止するための有効な策を検討されたい。

環境課 措置状況

当初納付書送付の際、二重納付をされないように文書を同封し、注意喚起をしております。

督促状と当初納付書の納付書が同一様式であるため、双方の区別ができるように督促状の色目を変更する方向で検討しております。

【環境課】

監査委員 指摘事項

⑦ 塵芥処理手数料、し尿処理手数料に係る滞納繰越分について

塵芥処理手数料およびし尿処理手数料について、平成25年度の滞納繰越分の収納状況を確認したところ、塵芥処理手数料は収納率23.6%、収入未済額1,233万円、またし尿処理手数料では収納率8.2%、収入未済額839万円となっており、収納率が低い状態が続いている。

滞納繰越分の収納事務を確認したところ、督促等の文書による手続きは適切に行われており、また電話催告や戸別訪問等の取り組みも十分とは言えないが、従前に比べて努力が行われていた。

しかしながら両手数料とも滞納繰越分の収納率はあまりに低く、廃止事業所の早期把握による滞納発生未然防止や、滞納額の整理と収納に尚一層の努力を行われたい。

環境課 措置状況

滞納繰越分の収納率について改善されない現状から、今後につきましては、極力、繰越にならないよう現年度分の収納率を向上に努めます。具体的には、文書による督促、催告を定期的に行い、各業者と連絡を密にして、廃止事業所等の早期発見に努めてまいります。そして、更なる収納率の向上のため、個別訪問に重点を置き、粘り強く納付を促してまいります。

【人権課】

監査委員 指摘事項

⑧ 大阪府総合相談事業交付金について

大阪府総合相談事業交付金について、平成25年度の交付額が平成24年度に比べて大きく減少した。

減少の主な理由は、(i)府交付金制度が創意工夫を重視する制度へと変更されたこと、(ii)対前年度80%保障の暫定措置がなくなったこと、(iii)相談件数が大幅に減少したことである。

市においては現状を固定化させることなく、創意工夫ある取組みや相談窓口の活性化等により、総合相談事業の改善に努力されたい。

人権課 措置状況

この大阪府総合相談事業交付金にかかる相談4事業については、住民のセーフティネットであり、また、一方、相談で明らかになった課題等は、市の施策をすすめる上での参考となるもので、たいへん重要なものと認識しております。

現在、この相談4事業についての検証作業を行っておりますが、この検証結果を参考にしながら、委託先とも連携して、創意工夫ある取組みや相談窓口活性化など、総合相談事業が市民にとってより一層利用しやすいものに改善してまいります。

【人権課】

監査委員 指摘事項

⑨ 人権協議会への委託事業の見直しについて

市は平成19年度に、人権北条地域協議会および野崎地域人権協議会への委託事業について、団体との連携、支援に努めながらも、市民への説明責任を強化していくため見直しを行われたところである。

委託事業の見直し後6年が経過しているが、その後の検証が行われぬまま事業が固定化している。

委託事業については、委託料の水準だけではなく事業の必要性やインセンティブが働く委託方式、稼働率の向上をめざした自動車駐車場施設の統廃合の必要性など、より効率的・効果的な視点から継続的な見直しを行うことが必要である。

市におかれては、平成19年度の見直し結果を検証されるとともに、関係部課がリーダーシップを発揮してさらなる見直しに着手されたい。

人権課 措置状況

現在、特定非営利活動法人ほうじょうおよび特定非営利活動法人大東野崎人権協会に対して、業務委託しております各事業につきましては、検証をすすめる必要性は認識しております。

人権課としましては、現在、関係各課に対して、各事業の検証作業をお願いしているところですが、その検証結果をふまえて事業の改善を行うよう部長会議を通じて関係各課に促してまいります。